

昭和二十六年運輸省令第十三号

港湾調査規則

(昭和二十二年運輸省令第二十四号)を次のように改正する。

**第一条 統計法**（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である港湾統計を作成するための調査（以下「調査」という。）の実施については、この省令の定めるところによる。

**第二条 調査は**、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。

**(定義)**  
第三条 この省令で「港湾」とは、別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾をいう。

(調査の範囲及び事項)

**第四条 調査は**、甲種港湾に関しては次に掲げる事項について、乙種港湾に関しては第一号から第三号までに掲げる事項について行う。

- 一 入港船舶
- 二 船舶乗降人員
- 三 海上出入貨物
- 四 本船荷役
- 五 泊地及び係船岸

(調査期日)

**第五条** 前条に掲げる事項は、甲種港湾については毎月末日をもつてその月間の、乙種港湾については毎年十二月末日をもつてその年間の調査を行う。

(報告義務者の範囲)

**第七条 調査は**、港湾の管理者又は次に掲げる者のうち、都道府県知事が選定した者（以下「報告義務者」という。）に対して行う。

- 一 第四条第一号に掲げる事項については、船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長
- 二 第四条第二号に掲げる事項については、船舶運航事業を営む者
- 三 第四条第三号に掲げる事項については、港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者又は水産業協同組合の長
- 四 第四条第四号に掲げる事項については、港湾運送業を営む者
- 五 第四条第五号に掲げる事項については、その管理者
- 六 前各号に掲げる者のか、当該事項の実態を把握することができる者

**第八条 都道府県知事は**、報告義務者に対し、当該事項の調査期日までに、国土交通大臣が告示で定める様式による調査票を配布しなければならない。

(報告)

**第九条 前条の調査票の配布を受けた者は**、調査票に所定の事項を記入し、次の区分により同条の都道府県知事に報告しなければならない。

(調査事項)

区分	月報	調査事項	調査月の翌月十日まで	報告期日	甲種港湾	乙種港湾
					第四条各号	調査年の翌年一月末日まで
乙種港湾	年報	調査事項	調査月の翌月末日まで	提出期日	第四条各号	調査年の翌年三月末日まで

**第十一条 都道府県知事は**、第四条に掲げる事項について、国土交通大臣が定める集計表により、各港湾ごとにこれを集計し、次の区分により国土交通大臣に提出しなければならない。

(集計事項及び集計方法)

2 都道府県知事は、前項の規定により集計表を提出したときは、前条第一項の規定により報告された調査票の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（前条第二項の規定により調査票への記入を要しないこととされた事項に係るもの）を国土交通大臣に送付しなければならない。

			3	国土交通大臣は、第一項の規定により提出された集計表を審査整理し、甲種港湾にあつては月次別及び年次別、乙種港湾にあつては年次別に全国集計をするものとする。 (統計調査員)
2	1	2	第十二条	調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び取集め、その他調査に関する事務に従事する。
2	1	2	第十三条	調査の事務に従事させるため、関係都道府県に法第十四条に規定する統計調査員（以下「調査員」という。）を置く。
2	1	2	第十四条	国土交通大臣は、第十条第三項の規定による集計を港湾統計として編さんし、甲種港湾については月報及び年報を、乙種港湾については年報を次の期日までに公表する。 月報 調査月の翌月末日 年報 調査年の翌年十二月末日
2	1	1	第十五条	(調査票等の保管) 調査票は、都道府県知事が二年間保管しなければならない。
2	1	1	第十六条	国土交通大臣は、調査票情報等及び集計表を収録した電磁的記録を作成し、これを永年保存する。
2	1	1	附 则	この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年一月一日から適用する。
2	1	1	附 则	（昭和二九年一二月三日運輸省令第五八号）抄 この省令は、公布の日から施行する。但し、別表（一）及び別表（二）の改正規定は、昭和三十年一月一日から施行する。
2	1	1	附 则	（昭和四一年一二月一七日運輸省令第六六号） この省令は、昭和四十二年一月一日から施行する。
2	1	1	附 则	（昭和四二年八月一四日運輸省令第六二号）抄 この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。
2	1	1	附 则	（昭和四五年七月一四日運輸省令第六二号） この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年一月一日から適用する。
2	1	1	附 则	（昭和四六年一月一一日運輸省令第二号）抄 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
2	1	1	附 则	（昭和四六年五月一日運輸省令第二五号） この省令は、公布の日から施行する。
2	1	1	附 则	（昭和四六年一二月一七日運輸省令第七〇号）抄 この省令は、昭和四十七年一月一日から施行する。
2	1	1	附 则	（昭和四七年一二月二〇日運輸省令第六四号）抄 この省令は、昭和四八年一月一日から施行する。
2	1	1	附 则	（昭和四八年一二月二八日運輸省令第六一号） この省令は、昭和四九年一月一日から施行する。
2	1	1	附 则	調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。
2	1	1	附 则	この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。
2	1	1	附 则	調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。
2	1	1	附 则	（昭和五一年一二月二六日運輸省令第四一号） この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。
2	1	1	附 则	（昭和五四年四月二八日運輸省令第一六号）抄 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
2	1	1	附 则	（昭和五五年一二月二三日運輸省令第四四号） この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年一月一日から施行する。
2	1	1	附 则	調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。

- 附 則**（昭和五六年一二月二六日運輸省令第五四号）  
この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。
- 附 則**（昭和五七年一二月二七日運輸省令第三五号）  
この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。
- 2 1  
調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。  
**附 則**（昭和五八年一月二一日運輸省令第一号）  
この省令は、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律第三条の規定の施行の日（昭和五十八年一月二十三日）から施行する。
- （施行期日）  
**第一条** この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 附 則**（平成元年七月一〇日運輸省令第二四号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 2 1  
調査期日又は調査の時期の末日がこの省令の施行の日前に属する調査については、なお従前の例による。  
**附 則**（平成一一年一二月一三日運輸省令第四九号）  
この省令は、平成十二年一月一日から施行する。
- 2 1  
調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。  
**附 則**（平成一二年三月二四日運輸省令第一一号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 附 則**（平成一四年八月二二日国土交通省令第九七号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一九年九月二八日国土交通省令第八二号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二〇年一〇月一一日国土交通省令第一五号）抄  
（平成二一年三月三〇日国土交通省令第六二号）  
この省令は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二一年十月一日）から施行する。
- 第一条** この省令は、統計法の施行の日（平成二一年四月一日）から施行する。  
(港湾調査規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第四条** この省令の施行の際に第三条の規定による改正前の港湾調査規則第九条第一項の規定により港湾調査の報告を求められた者とみなす。
- 2  
**附 則**（平成二一年一〇月三〇日国土交通省令第六二号）  
（施行期日）  
1  
この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。
- 2  
調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。  
**附 則**（平成二六年一一月七日国土交通省令第八六号）  
（施行期日）  
1  
この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。  
(経過措置)

都道府県		甲種港湾		乙種港湾	
北海道	稚内港	紋別港	網走港	根室港	釧路港
青森県	青森港	尻屋岬港	むつ小川原港	八戸港	十宗谷港
岩手県	久慈港	宮古港	釜石港	大船渡港	枝幸港
宮城県	仙台塙釜港	船川港	秋田港	狩野新港	霧多布港
秋田県	能代港	船川港	秋田港	留萌港	えりも港
山形県	酒田港	相馬港	小名浜港	仙台塙釜港	浦河港
福島県	相馬港	茨城港	鹿島港	宮城県	白老港
茨城県	小名浜港	木更津港	千葉港	青森港	森港
千葉県	茨城港	鹿島港	千葉港	函館港	椴法華港
東京都	木更津港	柏崎港	横須賀港	小樽港	松前港
神奈川県	川崎港	横浜港	直江津港	川尻港	江差港
新潟県	新潟港	柏崎港	姫川港	土浦港	瀬棚港
富山県	小木港	伏木富山港	両津港	葉山港	岩内港
石川県	七尾港	金沢港		興津港	余市港
福井県	福井港	敦賀港		館山港	増毛港
静岡県	崎港	内浦港		浜金谷港	羽幌港
愛知県	三河港	衣浦港	常滑港	岡田港	北海道
三重県	四日市港	津松阪港	名古屋港	波浮港	稚内港
滋賀県	吉津港	尾鷲港	大井川港	元町港	紋別港
京都府	鵜殿港		御前熱海港	利島港	網走港
舞鶴港	長浜港	彦根港	和倉港	新島港	根室港
		大津港	穴水港	野伏港	釧路港
久美浜港		竹生島港	宇出津港	式根島港	十宗谷港
			小木港	神津島港	枝幸港
			飯田港	三池港	霧多布港
			輪島港	御藏島港	えりも港
			福浦港	神湊港	浦河港
			滝港	八重根港	白老港
			塩屋港	青ヶ島港	森港
				二見港	椴法華港
					松前港
					江差港
					瀬棚港
					岩内港
					余市港
					増毛港
					羽幌港

